

岐阜県公報

目 次

告 示

知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課)

ページ
一

号外 (三) 平成二十六年十一月二十七日

告 示

岐阜県告示第六百五十七号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

1 一 (三・四 ジメトキシフェニル) ニ (ピロリジン 一 イル) ヘキサ

ン 一 オン(通称名三・四 Dimethoxy PHP) 及びその塩類

2 一 (三・四 メチレンジオキシフェニル) ニ (ピロリジン 一 イル) ヘ

キサン 一 オン(通称名三・四 Methyleneedioxy PHP) 及びその塩類

3 一 (二・三 ジヒドロベンゾフラン 五 イル) ニ (ピロリジン 一 イ

ル) ペンタン 一 オン(通称名五 DBFPV) 及びその塩類

4 一 フェニル ニ (ピロリジン 一 イル) ノナン 一 オン(通称名 P

NP) 及びその塩類

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至つたため。

三 指定の効力を失う日

平成二十六年十一月二十八日

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十六年十一月二十七日

平成二十六年十一月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社